

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

### 1 日時

平成25年11月25日(月)午後2時00分から午後4時00分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所第1・2裁判員選任手続室（事務棟3階）

### 3 出席者

司会者 森島 聡（名古屋地方裁判所部総括判事）

裁判官 前田 巖（名古屋地方裁判所部総括判事）

裁判官 田中 良武（名古屋地方裁判所判事）

検察官 横井 忠朗（名古屋地方検察庁公判部検事）

検察官 山口 順子（名古屋地方検察庁公判部検事）

弁護士 磯貝 隆博（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番 3人

### 4 議事内容

（司会）本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。まずは、裁判員経験者の方々がそれぞれ担当された事件の概要を紹介させていただいてから、裁判員裁判に参加しての全般的な御感想と御印象をお伺いしたいと思います。まず、1番の方の担当事件については、強盗致傷被告事件でした。事案の内容については、被告人の自宅で実の妹に対して、顔を拳で多数回殴る、木刀、コンテナボックスで頭を殴る等の暴行を加えて、現金約60万円等が入ったかばんを強奪し、その際全治約2週間を要する頭部打撲等の傷害を負わせたというものでした。これは認定した公訴事実の内容なのですが、冒頭陳述等によると背景事情として、両親の遺産の配分をめぐる不満があったということ、被告人がギャンブルにお金を使っていたことがありました。

争点は、犯行態様でした。木刀で頭部を殴る行為、コンテナボックスで頭部を殴る行為があったか否かについて争いがありました。判決は昨年11月に懲役5年という内容でした。被害者の公判、捜査段階の供述から、木刀、コンテナボックスで頭部を殴るという行為が認定できることを前提にして、懲役5年を下したという内容になります。では、1番の方に裁判員を務めた全般的な感想をお願いします。

(1番) まず、裁判員になって、これほど気を配っていただいているというくらい、気を配っていただいているという印象を持ちました。一般の人であるからという前提でしょうけれども、この点は配慮していただけて非常にありがたかった部分です。やはり、一般の人にとっては、法律の壁といいますか、法的にどうという部分が根底にないものですから。私もそうでしたけれども、法律を度外視して、感情というか、印象で物事を良い悪いと判断してしまうと思いました。最終的に刑の重さについて意見を聴きたいんですよと言われて、皆でその部分を話し合ったのですが、話をするとき、着眼点の違いによって全く見方が違うというか、刑の重さも感じ方が違うのだなと。そこに法律的な知識が入ったらどうなのかというところが、個人的にはずいぶん違うのだなと思いました。

(司会) ありがとうございます。続きまして、2番の方が担当された事件は、殺人被告事件です。事案の内容ですが、被告人の自宅で、実の母親に対し、就寝中に首を締め付ける、カッターナイフで首を切りつける等の暴行を加えて失血死させたというものです。背景事情としては、被告人が20年以上前から本件犯行時に至るまで精神的な病気にかかっているということ、犯行の約2か月前に、被害者の脳腫瘍が悪化して介護が必要な状態となったことがあるようです。この事件の争点は、責任能力が認められるか否かでした。判決宣告は今年6月で、結論は懲役8年。精神鑑定を行った医師の証人尋問等を実施して、被告人の精神的な病気が本件犯行時はそれほど重たい状態ではなか

ったこと、介護が嫌で自分が楽になりたいという動機が十分理解できるというようなことから責任能力を認めている内容となります。では、2番の方、全般の感想をお願いします。

(2番) 全体的な感想ですが、精神的な病気を患っているということで、法廷で被告人の方がぼうっとされていて、本当にこの方が殺人を犯したのだろうかというふうにすごく感じました。いろいろ評議を進めていくうちに、結構こういう事例が多いことに気付いて、皆さんこういった状況で裁判されて大変だなと思いました。

(司会) ありがとうございます。続いて、3番の方の事案は、傷害致死、道路交通法違反被告事件です。事案の内容ですが、被告人の行きつけのスナックでの出来事が発端で、まず被告人と他の常連客とがけんかになり、被告人だけが店の外に出され、被告人は腹立ちがおさまらずに、自分が運転してきていたトラックでけんかの相手が出てこないか待ち伏せしていました。出てきた後、スナックの駐車場で、けんかをしたお客ではなく、そのお客と一緒に来ていた男性に向かって、トラックを方向転換させてから加速して衝突させてひいてしまい、これによって外傷性ショックにより死亡させた傷害致死被告事件で、その後、被告人が無免許、酒気帯び運転で逃げたことで道路交通法違反が加わったという事件です。争点は、正当防衛が認められるかどうかという点でした。トラックを加速させたわけではなくて、低速度で進んだところ相手の方から向かってきたというのが被告人の言い分でした。また、被害者が殴りかかろうとしてきたか否かについても争いがありました。判決の内容ですが、今年の10月に懲役8年となりました。目撃者である同じ店にいた被害者側の人ではないお客さんと従業員の話から、トラックが加速したこと、被害者が殴りかかろうとしたことがなかったことを認定して、正当防衛は成立しないという結論に至りました。それでは、3番の方から全般について御感想をお願いします。

(3番) 私は法律の知識が何もなくて、どうしてよいか分からなくて、最初は聴くのに必死でしたが、何でもよいから言ってくださいと言ってくださったので、本当につまらないことを言っても受け止めてくださってとても心強く感じました。判決を出す作業について思ったことは、人が1人亡くなっているのに傷害致死には何年という上限があって、自分が思っていたよりもその上限がとても低かったので、判例とか条文を照らし合わせて決めていく作業が大変でした。判決の内容について後悔の思いがないのは、皆でよく話し合っただけで出した結論であるからだと思います。

(司会) ありがとうございます。引き続き、選任手続、審理、評議、判決宣告等における御感想、御意見を伺いたいと思います。まずは、選任手続についてですが、選任手続に関して、裁判員及び補充裁判員は本当にくじで選ばれているのかとの質問をされる裁判員の方がいらっしゃいました。同じような疑問をお感じになりましたか。もしお感じになったとすれば、選任手続においてどのような改善をすればそのような疑問がなくなると思われませんか。この点については、いろいろな制約があって改善をすることが難しいと思われるところではあります。3番の方に伺います。御自身もそう思われましたか。

(3番) はい。思いました。私が担当した裁判はスナックで起きた事件なのですが、裁判員の中に水商売をされている方もいましたし、トラックを運転しているという方もいました。年代も20代、30代、40代、50代と割と平均していたような感じがありました。特に突拍子のない意見を言う方もなく、常識的な方がそろっていたという印象が裁判員の方全員にあったので、私達のなかで、本当は選ばれているのではないかという話になりました。

(司会) ありがとうございます。本当にくじなんです。2番の方はこのような疑問をお持ちになりましたか。

(2番) 本当にくじなのかなという話はしてはしまして、住んでいるところとかは絶

対に言わないんですが，裁判が終わってから次の日に生活圏内のある所に行く物に行ったら，一緒に裁判をやった裁判員さんがみえて，あれっという話になって，地区で選ばれているのかね，とかいう話をしていました。だからといって，くじでなかったとしても，これを改善する必要はないのではないかと考えています。

(司会) 1番の方は，いかがでしょうか。

(1番) 個人的には，くじではないと思っています。最終的に面談したときに，一番先に呼ばれましたので，その時点で選ばれると思ってしまいました。くじにしないといけない理由があるのでしょうか。

(司会) 法律で決まっていることではあるのですが，広く御意見を伺うためには，裁判所がこの方に伺いたいというような作威的なものではなく，無作為にくじで選ぶことが本来の制度趣旨に沿うものとなります。パソコンでスイッチを押して，何番が出るか分からないような形で番号が出てきて，その番号を読み上げる方法で行っており，制度の趣旨に沿った方法であると考えております。

(1番) 分かりました。

(司会) その前提なのですが，どのようにすれば裁判所に対する疑念が晴らせるでしょうか。

(3番) 棒くじの様に自分で引ければよいと思います。

(2番) パソコンでということなのですが，それを皆のいる所でやったとしてもプログラミングで操作していると思われると思うので，いっそのことあみだくじとか，その場で手動で分かるものでやっていただけたら納得していただけるのではと思います。

(司会) 自分の力で何かをするということですね。

(1番) 疑念をなくすには，最後の面談をなくした方がよいと思います。

(司会) 質問手続で，希望がある場合等に個別で質問させていただいているのです

が、そのときに何か感じるものがあったということでしたか。

(1番) はい。7人か8人か部屋に入って。

(司会) 1番の方のときは8人まとめてグループで行った時の話ですか。

(1番) そうですね。何人か一緒に。

(司会) そうすると、ほとんどの方が当たっていなかったと思いますが、1番の方だけは、自分が当たるのではないかと何か感じたということですか。

(1番) そのときの裁判官とアイコンタクトをした瞬間ですね。

(司会) 率直な御意見ありがとうございます。続きまして、審理についてお伺いしたいと思います。「法廷で配布された資料(タイトルに「冒頭陳述メモ」, 「論告メモ」, 「弁論メモ」等と書かれた書面)について、書かれている内容はその場で理解できましたか。理解が難しかった点があったとすれば、どのような点でしたか。」という質問です。「その場で」について補足しますが、私達が目指しているものとして、法廷で、その場で、見て聴いただけで裁判員の方が理解できるよう、検察官、弁護人にもお願いしているところです。どの点が分かりにくくて、どの点を変えればもっと分かりやすくなったのか、といった点について何かありましたら、今後のためにお伺いしたいと思います。

(3番) 検察官の書面は分かりやすく書いていただいたので、書かれている内容自体は分かったのですが、文章なので映像として入ってこないというか、状況までは分かりませんでした。証人の方がお話するようになってから、それはこういうことなんだと、だんだんと分かってきたという感じでした。弁護人の書面は、内容のことではないのですが、確かカラーではなかったもので、検察官の方の書面と見比べてちょっと分かりづらいという印象がありました。すごく簡単にまとめられているのですが、ちょっと説明が足りないという印象でした。

(司会) ありがとうございます。2番の方、お願いします。

(2番) 私も3番さんと同じ印象でした。検察官の方からいただいた冒頭陳述メモは、教科書の資料集のようにととても見やすく、ぱっと見て、読もうとすぐに思ったのですが、弁護人からいただいた冒頭陳述メモは、同じ文字の大きさで書かれていて、行間とかも一緒だった感じで、四角く囲ってあったりはするのですが、ぱっと見て、見やすいかと言われれば、どうしても検察官の方からいただいたものと見比べてしまうので、見づらやかな、分かりにくいかな、という印象はありました。何か、あれっという感じがしたと言ったら失礼かもしれませんが、検察官からいただいたものは、すごいカラフルになっていて、とにかく全然違うものに見えてしまいました。

(司会) ありがとうございます。1番の方、お待たせしました。これらの書面の分かりやすさについて、その場でもらったときの感想等がありましたら、お願いします。

(1番) それほど複雑な感覚でとらえていなかったもので、分かりやすかったと思います。

(司会) 1番の方に質問ですが、手元にある弁護士さんの資料ですね、「この裁判で証明したいこと」というのが、おそらく冒頭陳述に当たるメモだと思うのですが、このような書面が配られた覚えがございますか。それとも、弁護士さんは、口頭で書面を配らずに主張をされていませんか。

(1番) 見た記憶はないですね。法廷内で弁護士さんのお話を聴いて、実際の印象としても、何を弁護したいのかよく分からない印象を受けました。

(司会) 「この裁判で証明したいこと」という書面が、今、手元に配られていると思うのですが、見たことがない、当日配られていないということですかね。

(1番) そうですね。口頭で説明を受けた記憶はあって、それで十分に理解できたので、あまり書面がどうだったかというのは。

(司会) 弁護人の「弁論」という書面は、いかがですか。その場で配られたという覚えはありますか。それとも法廷でこういう内容の話をされて、特に書面に

よって何か確認したりしたことはなかったということですか。記憶は、いかがですか。

(1番) 弁護士さんのですよね。書面ではいただいていないと思います。あまり紙のものを使わなかったという印象がありますので。その場で必要があれば見せていただいて、お返ししてというようなことは何度かありましたけど。

(司会) 弁護人の「弁論」という書面はA4判3枚にわたっているのですが、この内容はその場で話を聴いているだけで理解できましたか。それとも難しいところがありましたか。

(1番) 内容自体は別に難しくはありませんでした。イメージで申し訳ないのですが、弁護人の方が何をもってどのような弁護をされたいのかが、法廷内で非常に分かりづらかったというのがあります。弁護人が2人いらっしゃって、1人の方はあまり慣れていらっしゃらない感じで、もう1人の方がフォローしてというやり方だったのですが、どこを守りたいかが分からないという感じでした。

(司会) ありがとうございます。ここまでの点で検察官から何か御質問等がありましたら、どうぞ。

(山口検察官) 検察官の山口と申します。3番の方が担当された件を私も担当したのですが、お伺いしたいこととして、特に論告についてですが、文字情報をできるだけ少なくして口頭でいろいろなことを付け加えて申し上げたつもりですが、それが良かったのか悪かったのか悩んでいるところです。もっと文字情報を入れた方が良かったのではないかという反省もしているわけですが、その辺はどうだったでしょうか。例えば供述の信用性ということについては、かなり口頭で追加していろいろと申し上げたのですが、書かない方が良かったのか、書いた方が良かったのかというところをお伺いしたいと思います。

(3番) 言葉だと、その場で流れてしまう部分があるので、書いていただい方が、後で皆で話し合うときに、細かい部分までどうだったかが分かるので、良か

ったのではないかと思います。メモは取っていたのですが、改めて読んでみると、どうだったんだろうというところがあったし、私が書いたことが間違っているのではないかというところもあったので、私としては、もう少し書いてもらった方が良かったです。

(弁護士) まずは1番の方にお伺いしたいのですが、先ほど、弁護人が何を弁護したいのか良く分からなかったというお話がありましたが、それは、主張した内容について、そんなことが認められても関係がないのではないかと思われたのか、何をこの被告人にとって有利な事情だと思ったのかが伝わらなかったという趣旨なのか、これはどうですか。

(1番) 何が有利なのか分からなかったということです。

(弁護士) 仮にその事実が認められたとしても、それは有利になるとは思えなかったという意味ではないということですか。

(1番) 多分、事案が難しいと思うのですが、実の妹に対してなので、お兄さんだから少しでも軽くしてやってくださいよという訴えは伝わってきたのですが、こういう理由だからこれを根拠にというところが、良く分からなかったです。

(弁護士) 皆さんにお伺いしたいのですが、全般的にお聴きしていると、冒頭陳述メモと弁論メモに関しては、弁護人の方がちょっと分かりにくいのではないかということは良く分かったのですが、冒頭陳述メモに関しては、それからの裁判を聴いていくに当たって、かなり参照されたのでしょうか。

(司会) 3番の方、いかがですか。

(3番) よく読みましたが、私の事件は正当防衛が問題となったのですが、無理矢理、正当防衛に持っていつているのではないかという印象が結構ありまして、なぜそれで正当防衛で無罪なのかということが、よく分かりませんでした。よく読んで、なぜそこまで無罪と言い切れるかが分かりませんでした。

(司会) 2番の方、いかがですか。これらの書面を、その後の話合い又はその後の審理の中でどれくらい活用しているのかという質問なのですが。

- (2番) 審理の中で、自分たちで考え直したりするときに、もう1回見てみようかみたいな感じで、見返したりはしていました。
- (司会) そうすると教科書の資料集的なもの、検察官の方は見直しやすくて、弁護人の方は見直しにくかったということになるのですかね。
- (2番) そうですね。やはり法廷での検察官の方と弁護人の方の印象などもあって、どうしても検察官の方のものを覚えてしまうというか。弁護人の方がとても早口だったということもあって、すごく分かりにくいというか聴き取りづらいということもありまして、どうしても検察官の方の資料を重点的に覚えてしまったと思っています。
- (司会) ありがとうございます。論告・弁論の役に立ったかということも含めて、1番の方、いかがですか。
- (1番) 検察官の冒頭陳述メモを中心に、実際に起こった事案の内容の説明を受けたので、検察官の冒頭陳述メモはかなり何度も目にして検討しました。皆さんがそうだったと思います。
- (司会) 論告メモは、いかがですか。最終評議の段階で、論告メモも参照されたか。それともそれほど活用していなかったでしょうか。
- (1番) 論告メモをあまり活用したという印象はないです。
- (司会) 3番の方は、論告・弁論メモを活用したかについて、いかがですか。
- (3番) 後から読み返していました。被告人の方に少しでも有利な事情がないかどうか。
- (前田裁判官) 今のお話を伺っていると、法廷で調べた証拠の内容などを思い返すときに、紙ベースで整理されていると使いやすいというお話だったと思うのですが、他方で、法廷で見たり聴いたりして分かった方が本当は良いわけですね。後でいろいろ見返して整理しないとやはり難しいということなのか、それとも、法廷で直接証拠を見て、あるいは証人、被告人の話を聴いて、そのときに、「こうなのか」みたいなものをつかむのが難しいということなので

しょうか。紙で後で復習したことと、実際法廷で皆さんが証拠を見たときの印象との間のつながりがどうなのかということに関心があるというか、気になっているところです。

(司会) 書面を見返して理解できるという場面もあったということですが、どのようなことがあれば書面を見返すことなく、法廷の中だけで理解ができるのか、何かできることはありますでしょうか。

(3番) 日常、しっかり話を聴く作業に慣れていないため、なかなか話を理解することができませんでした。法廷では話のスピードが速く、その分量も多かったと感じました。

(司会) 我々、裁判官も、割と早口かも知れません。どうしても、たくさんのことを、正確にお伝えしたいと思ってしまうため、早口になってしまったと後で気付くことがあります。話をするスピードが変われば、内容が理解できることもあるということでしょうか。法廷の中だけで理解をするには、どのようにすれば良いのかという疑問点について、2番さんの御意見は、いかがでしょうか。

(2番) 担当事件は、逆にメモがないと進まない状況でした。従って、私はメモが必要だと思います。

(前田裁判官) この点は、多くの方が難しいと感じられていると耳にしています。後で書面を見返せば分かるという方法は、裁判官、弁護士、検察官が、今までやってきた仕事のやり方と同じではないかという思いもあります。本来、法廷における裁判は、それを見ることにより、自信を持って判断を下せるというのが、裁判員裁判における審理の在り方だったのではないかとの思いもあります。そうでないならば、それは、そもそも無理な話なのか。それとも、まだまだ我々の努力が足りないということなのか。この辺りについて、制度が施行されてから試行錯誤が続いていると理解しています。例えば、証人の話を法廷で聴くときに、与えられた話を聴いた上で覚えておき、後で考えよ

うというスタンスで臨まれるのか、それとも、この問題について、この場面で、この人に話を聴くと分かるという状態で臨むのか、どのような感じなのかという問題があると感じています。今、皆様にお話を聴いた感じでは、その場で分かった感じではないとの印象を持ちました。これは何とかしなければならなかったと思っただけです。

(司会) 先ほどの話ですと、1番さんは、弁護人の主張するポイントが理解できなかったということなので、話のスピードというよりも、説得力の問題という感じでしょうか。1番さんは、どのようにお考えでしょうか。

(1番) 弁護士は、早口であったため、聴き取りにくかった印象があります。また、弁護士は準備した書面を読んでいるだけという印象を受けました。私は、弁護士が誠心誠意を持って弁護活動をしていると全く感じませんでした。裁判は、法廷で見たり聴いたりしたことを、後で皆で相談するという繰り返しでした。活発に意見交換をしたため、とても有意義に裁判が進行したと思えました。仮に、殺人事件などの重大かつ複雑な事件であれば、あのような形にならなかったとも思います。担当した案件は、事件に関与する人が親戚みたいな感じだったため、多くの人の関与はありませんでした。関与する人が親戚に限られていたため、書面がなくても、話合いがしやすかったと思えました。

(司会) 被害者や目撃者本人などが、法廷で証言した内容は、その場で理解できましたか。理解が難しかった点があったとすれば、どのような点でしたか。この点について、2番さんにお伺いいたしますが、医師の証人尋問や被告人質問は、いかがでしたか。2番さんの事件は、責任能力が判断の対象となり、医師の証言が争点になった事件だと思います。医師の証人尋問は、その場で理解することができましたか。

(2番) 医師は、ゆっくり丁寧に説明をしてくれたので、聴き取りやすく、とても理解がしやすかったです。

(司会) 責任能力については、検察官から一通りの説明があり、弁護人からも、なぜ責任能力が欠けているのかという説明がありましたか。また、どこがポイントか理解しながら、証人尋問に臨んだという状態でしたか。

(2番) そうですね。被告人の病気が、寛解の状態にあったかどうかを判断するため、証人の話を注意深く聴くことができました。とても分かりやすかったです。

(横井検察官) 2番の方の事件は、責任能力に関する専門的な医師の証人尋問があったと思いますが、証人尋問の中で、検察官は、パワーポイントなどの資料を準備していましたか。

(2番) 四、五ページ程度のレポートのような資料をいただいた覚えがあります。我々は、それを見て理解しながら聴いていました。

(横井検察官) 最初の尋問は、その資料を使いながら証言を聴いたのでしょうか。

(2番) 私の事件は、最初に被告人質問があり、判断をする直前に証人尋問があったと思います。

(司会) その資料が証人尋問の中で出されて、それに関して医師が証言を行い、検察官、弁護人が話をした流れでしたでしょうか。

(2番) 医師の証言は、別の日だった気がします。

(横井検察官) その資料は分かりやすかったかどうか、教えてください。

(2番) その資料は分かりやすかったです。私は、その資料があって良かったと思いました。

(司会) 証人尋問や被告人質問の分かりやすさについて、お気付きの点を教えてください。

(3番) 証人の話を聴いて、現場の状況などが伝わってきました。証人も、その時のことを思い出しながら質問に答えていたので、より具体的に事件を把握することができました。被告人は、忘れてしまっている部分が多かったため、おどおどしている印象を持ちました。

(司会) 1番の方にお聴きしますが、証人尋問の分かりやすさは、いかがでしたか。

具体的には、被害者の証人尋問があったと思いますが、いかがでしたでしょうか。

(1番) 証人は実妹であったため、怒り心頭という感情が伝わってきました。その話の中で一緒に生活をしていた兄に対する過去についても、裁判官が制止するほど、たくさんの内容が伝わってきました。どのような基準で刑の重さを判断したらよいのか、情の部分などは、その人の捉え方にもよるので個人差が出ると思いました。

(司会) 検察官又は弁護人が朗読した被害者や目撃証人の供述調書の記載内容は、その場で理解できましたか。証人の場合と比べて、理解のしやすさに違いがありましたでしょうか。1番の方の事件は、妹さんの証人尋問も行い、調書も調べた事案だったと思われそうですが、両方を比較して、いかがお感じになりましたか。

(1番) 検察官の主張は、明らかに被告人が悪いとする直球過ぎる印象を持ちました。実際、我々が検討していた部分について、検察官の発言が影響した部分はなかったと思います。

(司会) 証人尋問は、分かりやすかったですか。

(1番) よく分かりました。

(司会) その後、調書の朗読があったと思います。木刀やコンテナボックスで被害者を殴ったかどうかという争点があったと思います。審理の経過をみるに、その争点以外は、調書で取り調べたように読み取れるのですが、いかがでしょうか。

(1番) 検察官の主張は理解できました。最終的に、検察官は、被告人が悪いという点を全面に出されていた印象を持ちました。

(司会) 2番の方の事件は、医師の証人尋問が行われた案件だったと思います。それ以外の証拠調べは、書面で行った感じでしたか。それとも、直接、被告人

の話聴く感じでしたか。

(2番) 検察官も弁護人も、被告人に対して一生懸命に質問をしていましたが、精神的な病気の影響で、打てども響かずという感じでした。従って、法廷はとても大変でした。前のめりになって皆で話を聴いても、聴き取れない感じでした。裁判は、メモや書面が中心で進行したと覚えています。

(司会) 証人尋問や調書の朗読について、何か御質問がありますでしょうか。

(山口検察官) 証言は、それが信用できるかどうか。どのようなことにポイントを置いて判断したのか。その基準を教えてください。

(司会) 1番の方の事件では、皆さんは被害者の方の話を信用することができたため、被告人が木刀やコンテナボックスで殴ったということを認定されたのだと思います。その点についての御感想を教えてください。

(1番) この事案についてみると、被害者の普通でない生き様が根底に関係していたと思います。被告人の主張も、本当なのかどうか色眼鏡で見ていた部分がありました。証人の話は本当だと考えた方が多かったと思います。

(司会) 3番の方の事件では、いかがでしたか。

(3番) まず、証人の方と事件関係者の関係を考えました。担当事件の証人は、店の従業員、そして被害者と仲の良い方でした。店の従業員の意見は信用しやすかったです。証人の意見の食い違いを照らし合わせながら、どちらの話が自然かという形で聴いていました。

(前田裁判官) 日常生活における判断と、裁判における判断は、何か違いがありましたか。

(2番) 私は、そこまで深く考えていませんでした。精神鑑定を行っている医師の話なので、完全に信用して聴いていました。

(1番) 私が担当した事件では、法廷の中で本人の表情などを酌み取るしかなかったのですが、もう少し長い間、テレビドラマのように、本心を引き出すような場面があれば、本当のことが想像できると感じました。最後に、裁判長も、

「意外でしたね。」と言われたことがありました。具体的には、審理の中で、被告人が涙を流して反省する場面がありましたが、判決の主文を読み上げたとき、被告人の態度が、納得できないことを訴えるためひょう変したと記憶しています。その様子を見て、人間は複雑だと思いました。

(3番) 担当事件は、酒を飲んでけんかをした事件でした。私は、けんかをした経験がありません。自分だったらどう考えるか、自問しながら一つずつ判断をしました。

(司会) もう少し、多くの人のお話を聴ければ良かったという感じでしょうか。

(3番) 裁判員の中には、そのような意見がありました。しかし、私は、多くの方のお話を聴いても、皆さんと決めた判断が変わることはないという印象を持っています。

(弁護士) 被告人の証言が信用できたかどうか。弁護士の質問方法が悪くて分かりにくかったのか。それとも被告人の言い分が分かりにくかったのか。これらの点を教えてください。

(司会) 分かりにくい点について、弁護士の聴き方でカバーできる部分はありますか。

(2番) とても難しい状況でした。弁護人の方も、少しずつ角度を変えながら質問をしていましたが、被告人は頭を抱えてしまい、裁判の進行がストップしてしまうことがありました。私の事件は、皆さんも苦労されていたと思います。特段、質問の仕方を変えても、どうにもならないパターンだと思いました。

(司会) 皆さんのお話から推察するに、おそらく被告人の話が信用できなかったということになると思うのですが、それは弁護人の聴き方が原因なのか、被告人の言い分が原因なのか、この辺りは、いかがでしょうか。

(1番) 弁護人は、被告人に対して、それほど質問していない印象を受けました。

(司会) 私の手元資料では、検察官、弁護人が各70分くらい質問をする予定と記載されています。つまり、その場面は、裁判の結論を左右するような印象と

して、それほど記憶に残っていないという感じでしょうか。

(1番) 被告人は、的確に判断をする頭脳明せきな方ではありませんでした。被告人に聴いても、答えられないであろうという前提があったと思います。

(弁護士) 裁判員の方には、被告人が難しい人だと伝わっていたのか、それとも弁護士の努力不足とお感じになったのか、この点について、いかかでしょうか。

(1番) 私の印象としては、弁護人の方が、どうせ無駄だろうと思っていたと感じました。私は、弁護人に対して、もう少しまじめにやれよ、と感じていました。弁護人が、被告人に対して、どうせ変な答えしか戻ってこないとあきらめていたのか、それとも、これを聴いても判決が良くなるというあきらめだったのかは分かりません。私は、弁護人2人の間に意思の疎通が全くないと感じました。1人の弁護人は、しどろもどろで、初めてではないかと思うほど、汗まみれになっていました。もう1人の女性弁護士は、裁判に慣れていました。初めから、その弁護人が裁判をすればよいと思ったほど、りゅうちょうに話をする方でした。しかし、話がりゅうちょうだからといって、被告人の刑をどうにかしたいという質問だったとは思えませんでした。

(3番) 被告人は、それほど話をするのが得意でない印象を受けました。被告人は、弁護士の質問に対して、あやふやな答えをしている部分があります。被告人と弁護士は打合せをしていないのかと裁判員の間で話題になるほど、うまく答えられていない感じでした。被告人は、そのような状況もあり、信用されにくい方向に流れたと思います。

(司会) 次の質問ですが、遺体などの証拠写真がある場合、裁判員に対してどのような工夫や配慮が必要だと思われますか。

(2番) 血痕が飛び散った現場の写真は白黒でした。この写真を示す前に、裁判官から、このような写真が出ますという頭出しがありました。心の準備ができていたので見やすかったです。遺体に関しては、被害者の傷がイラストで示されていたので、余り苦になりませんでした。また、被告人本人が消防署か

警察に通報した証拠は、録音そのものではなく、録取したものを検察官が読み上げた形だったので、それほど生々しいと感じませんでした。従って、それほど苦痛に感じませんでした。

(司会) 本物の証拠が見たかったという御感想はありますか。

(2番) 私としては、これくらいでちょうど良いと思いました。

(3番) 私の事件も、血痕が写る白黒写真がありました。車にひかれた状況も医学書から引用されたものでした。それらで十分に伝わりましたので、今回の感じで良かったと思います。

(司会) それ以上のものを見たいという感想はなかったということによろしいですか。

(3番) 特に、死因が重要にならなかった事件でした。

(司会) 刑を決める際に、量刑のグラフや裁判例が評議室で示されたと思います。

それらは参考になりましたか。また、どれくらい参考になりましたか。仮に、グラフなどが示されなくても、適切に刑が決められたと思われませんか。刑を決めるに当たり、どのような点が難しいと感じましたか。また、どのような情報があったら良かったと思われませんか。いつも我々が悩んでいる点ですので、何でも構いませんので御発言をお願いします。

(1番) 正直に言うと、裁判所から見せていただいた資料は、参考にならないと感じました。裁判官が類似事案を選んできたと言われましたが、特に参考になるものはありませんでした。

(司会) 刑を決めるのは、難しいと感じられましたか。

(1番) 難しいですね。私は、刑を決める基準がないと考えているので、それは難しいと思いました。実際、刑の決め方は国によっても違い、その執行方法についても感覚が違います。それぞれ感覚が違う部分は、私の中では答えがないと思っています。私は、情の部分で考えるタイプなので、法の壁を感じる部分があります。私は、仕事上で裁判を抱えています。法の壁で納得でき

ないことも相当あります。もう少し、被害者に優しい法律があれば良いと感じました。私は、どちらかというところ、その逆の感じがしています。

(2番) 我々は裁判例を参考に刑を決めました。被告人は精神的な病気を患っていました。本当に、被告人は刑を務めることができるか。刑務所ではどのような環境で生活するのか。それらの情報を説明してもらえないと、被告人の病気が刑務所で悪化する可能性もあるため心配になりました。この辺りの情報を詳しく話してもらえると、判断の参考になると感じました。

(司会) 刑務所に関する一般的な説明はありましたか。

(2番) 刑務所では作業をするなどの説明がありました。

(司会) 精神的な病気にかかっている人に対して、懲役8年の判決宣告をする際、被告人がどのような環境に置かれるのか説明してほしいということでしょうか。

(2番) そうです。

(司会) 3番の方は、いかがでしょうか。

(3番) 私は、判例を見なければ決められませんでした。判例は、それぞれ状況が違うと思いますが、このような犯罪でこれくらいの刑になるなどの資料を見せてもらわないと、決められなかったと思います。もし、判例を示してもらわなかったら、もっと重い刑にしていたと思ったことがあります。本件は、求刑10年の事案でしたが、どのような事情があれば、ここから何年を減らすなどの具体例があるわけではないので、とても難しいと思いました。判決は、みんなで考えた結論ですけれど、その辺りが難しく、ポイント制のような基準があれば、もっと楽に決められると感じました。

(司会) 審理や評議の期間中に、もっと配慮してほしい点や、今後、改善してほしい点がありましたら、教えてください。また、審理や評議の期間中、あるいは裁判終了後に、裁判員の経験によって、何らかの負担をお感じになったことはありますか。あるとすれば、どのような点ですか。

(1番) 私は、非常に良い経験をさせてもらったと感じています。他に比較の対象がないので、特に要望はありません。

(2番) 様々な配慮をしていただいたと感じています。裁判官は、法廷で黒い服を着ていますが、裁判員は私服を着ます。当然、傍聴人もこちらを見ているため、そのままの服装で帰宅すると、裁判員と分かってしまいます。裁判員にも、スモックのような服があれば安心だと感じました。

(司会) 傍聴人の目は、気になりましたか。

(2番) 私は、それほどでもありません。仮に、遺族の方が法廷にいたならば考えてしまいます。

(司会) その他は、いかがでしょうか。

(2番) 裁判員の中には、仕事を持たれている方がいました。私は、職場に対して給付金などを出してもらえると、裁判員が参加しやすい環境になると感じました。

(3番) とても気を遣ってもらったので、申し訳ないくらい良くしていただいたと感じています。私も2番さんと同じように、傍聴人の目を考えても、上着のようなものが必要だと感じました。辛かったことは、それほどありませんでした。職場に復帰した後、私は、多くの方にお疲れ様と言ってもらいました。しかし、職場の中には、裁判員制度に反対する人もいました。何も知らない人が人を裁くなんて信じられないという冷たい意見もありました。私は、その方に、是非、裁判員に参加して意見を言っていた方がいいとお伝えしましたが、絶対に行かないと言われてしまいました。私ではどうしようもないことですが、不満をぶつけられたときに辛かったです。

(司会) 職務を経験されたことによって、御負担をお掛けして申し訳ありません。その方に、「裁判員裁判へ参加して意見を言ってください。」と伝えてくださり、裁判所としては、ありがたく思っています。ありがとうございました。これから裁判員となる人に、経験者としてのアドバイスをお願いします。

(1 番) 裁判員に選ばれたら、覚悟を決めてくださいと伝えたいです。人の意見を気にするのではなく、自分はどう思うか落ち着いてじっくり考えれば良いと思います。

(2 番) 私は、裁判員に選任されるまで、やりたくないと思っていたタイプでした。裁判員を経験した感想として、私は、多くの人から意見を聴くことにより、様々な世界を見ることができると思いました。自分の人生において、有意義な経験になったと思いました。裁判員に選ばれたら、自信を持ってやってほしいと思います。

(3 番) 私も、裁判所に来るまでは、職務が務まるかどうか不安でした。みんなで話し合いをして、意見を出し合って、とても充実した日々を過ごせました。裁判員を経験してみて本当に良かったという印象です。これから裁判員になる方には不安もあると思いますが、1人で結論を出すわけではないので、恐れずに引き受けてもらいたいと思います。

(司会) 今回のテーマと関連する、関連しないに関わらず、ここで是非お話をしておきたい点があればお聴かせください。最後に何でもよいので御感想をお願いします。

(1 番) 人生の中で、裁判員を経験しないよりは、その経験をした方が何か学び取る点が多いと思います。今回、非常に良い経験をさせていただき感謝しています。実際、皆さんが、御苦勞されているのは承知の上で申し上げますが、法律ということで、何も曲げずに、それで決めてしまうということが、1人の人格を否定してしまうということがあると気付きました。また、明日には、自分の身に降りかかる可能性があるとも感じました。総合的には、ありがとうございましたという感じです。

(2 番) 裁判の期間中は、様々な御配慮をいただき、とてもやりやすかったです。本当に、ありがとうございました。

(3 番) 今回、裁判員を経験をしてみて、私は、被告人、被害者、証人として裁判

に関与したくないと思いました。裁判が終わってみて、改めて日常の幸せを実感しました。自分も車を運転するので、もしかしたら、何かのきっかけで逆の立場になったかと思うと少し怖くなりました。本当にお世話になりました。

(横井検察官) 今日は、ありがとうございました。私は、検察官として、いくつかの裁判員裁判を経験してきました。慣れてきたと思っていたところでしたが、様々な御意見をお聴きして、改めて気合いを入れ直した次第です。今後、できるだけ分かりやすいものを提供したいと思いました。今日は、ありがとうございました。

(山口検察官) 私は、他の部署にいましたので、初めて裁判員裁判に関与しました。どのように進めれば良いのか自分の中で考えながら進めました。今回、自分の仕事を省みることができて参考になりました。ありがとうございました。

(弁護士) 本日は、ありがとうございました。弁護士側の発言が、少し分かりにくいという意見が多いと弁護士会も認識しています。今後、弁護士会としても、改めて研修などを通じて、裁判員裁判を担当する弁護士の専門性を高め、研さんしたいと感じました。

(田中裁判官) 本日のお話の中で、検察官、弁護士の話が、早口で大変だったという感想もあったと思います。私も早口になってしまう傾向があります。今日の意見を踏まえて、分かりやすく、皆さんが分かっているかどうか確認しながら、コミュニケーションを図り、仕事をして参りたいと思います。

(前田裁判官) 本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございました。たくさんの貴重なお話を承ることができました。その中でも1番の方から御指摘があった内容についてですが、法律だからと決めつけてしまうことの危険性について御指摘がありました。これは、本当に割り切ってやる話なのか、本当は折り合える点があるのに、それを私達が見落としたままで、あ

たかも法律に従って進めてしまっているのか，この点を考えなければなら  
ないと気付かされました。また，お気付きの点について，御教示をいただけれ  
ばと思う次第です。

(司会) 本日はお忙しい中，今後の運用の参考になるお話をいただき本当にありが  
とうございました。

以 上